

第1章

計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と趣旨

わが国では生活環境や食生活の改善、医療の進歩等により平均寿命が伸び続ける一方で、出生率の低下による人口減少、ライフスタイルの変化や高齢化等により疾病構造が変化し、悪性新生物（がん）・循環器疾患・糖尿病等に代表される生活習慣病の割合が増加しています。このため、生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るとともに、社会生活を営むために必要な機能の維持・向上、健やかな暮らしを支える良好な社会環境を構築することにより、健康寿命の延伸や、健康格差の縮小を実現するための取り組みが一層求められています。

国では、平成25年度から「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」等を健康増進の推進に関する基本的な方針として掲げた「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21（第二次））」により国民の健康づくりを推進しています。また、平成27年9月、国連サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs（※））」が採択され、令和12年までに持続可能な社会の実現を目指す取り組みが全国各地で企業や自治体などにより進められています。「すべての人に健康と福祉を」とうたわれるなど、健康づくりが世界共通に取り組むべき重要な目標のひとつとして掲げられています。

茨城県では、平成30年度に「すべての県民が健康で明るく元気に暮らせる社会の実現」を目標とした「第3次健康いばらき21プラン」を策定しました。そのなかで、「茨城県歯と口腔の健康づくり8020・6424推進条例」に基づき、歯科口腔保健についても推進しています。また、国の第3次食育推進基本計画に基づき、「食育を通じて生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人生を育む」を基本理念とした「茨城県食育推進基本計画（第三次）」を策定し、食育を推進しています。

本市においても、平成27年度に健康づくり基本計画と食育推進基本計画との複合計画として、「第2次古河市健康づくり基本計画」を策定し、「市民一人ひとりが健康で生きがいを持ち安心して暮らせるまちづくり」を基本理念とし健康寿命の延伸、生活の質の向上を目指して健康づくり施策を推進してまいりました。本計画は令和元年度をもって終了することから、これまでの取り組み状況について評価を行うとともに、今後の課題や方向性を見直し「第3次古河市健康づくり基本計画」を策定いたします。

また、「歯科保健」について歯と口腔の健康を保つことは、乳幼児期から高齢期までのすべてのライフステージの健康づくりへとつながっており、健康づくり基本計画との関連もあることから、「食育推進基本計画」に加え「歯科保健計画」を本計画に複合するものとします。

さらに、少子化に伴う子育て環境の変化や家族形態が多様化するなかで、子どもが健やかに生まれ育つためには、妊娠期からの切れ目のない支援の充実が必要とされています。母子保健は次世代を担う子どもたちが健やかに育つための基盤となることから、「母子保健計画」についても本計画に複合し策定します。

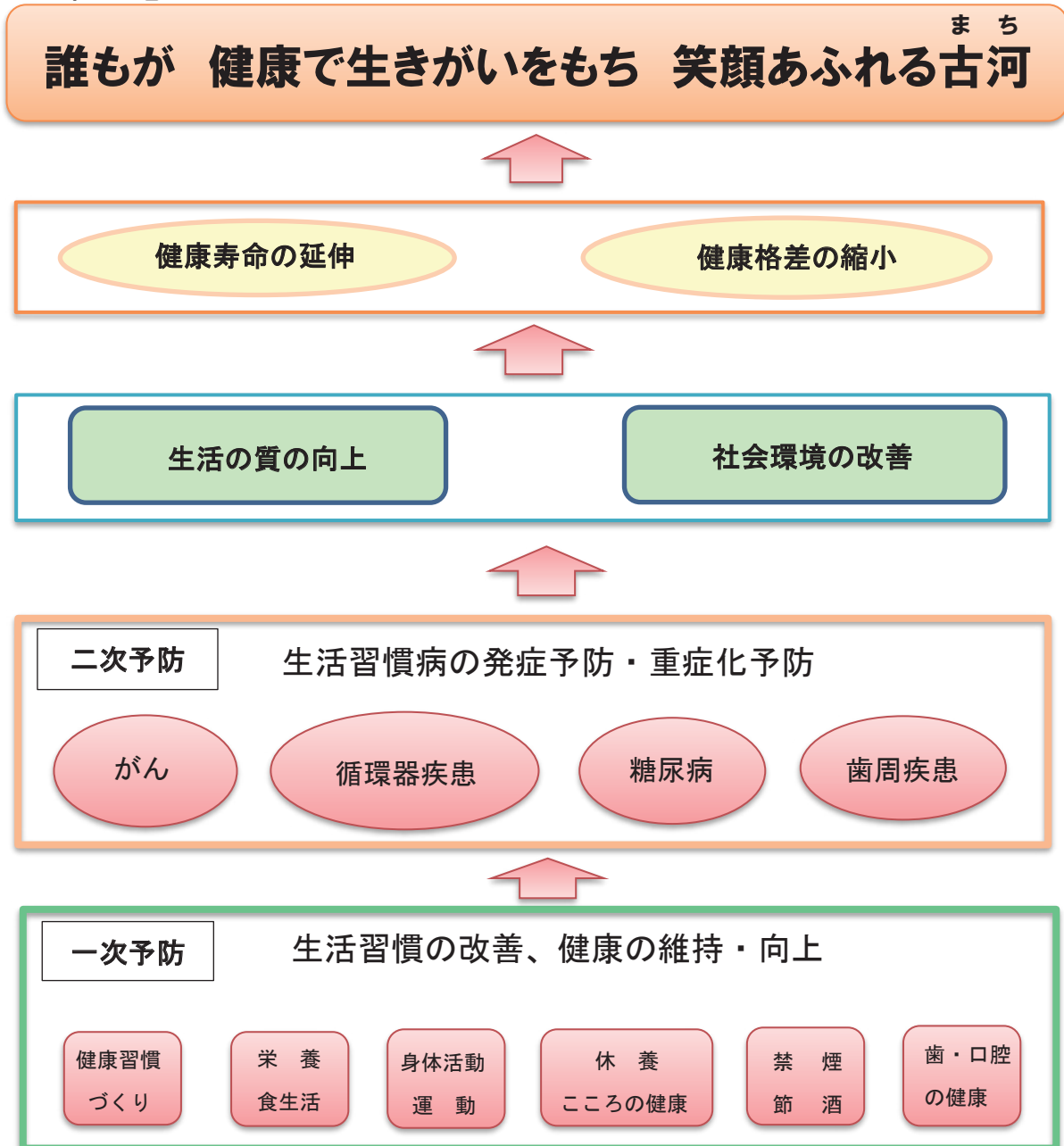
※SDGs・・・サステイナブル・デベロップメント・ゴールズ：先進国を含む世界193の国連加盟国により採択され、地球上のすべての人の幸せのための世界共通の目標（17のゴールと169のターゲットで構成）。キーワードは「誰一人取り残さない」。

2 計画の概要

第3次古河市健康づくり基本計画は、「誰もが健康で生きがいを持ち 笑顔あふれる古河」を基本理念として、健康づくりの基本要素である6つの分野【「健康習慣づくり」「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康」「禁煙・節酒」「歯・口腔の健康」】を掲げ、生活習慣を改善し、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組んでまいります。

さらに生活の質の向上を図り、健やかな暮らしを支える社会環境を改善し、健康寿命の延伸と地域や特性の違い等による健康格差の縮小を目指します。

基本理念



3 計画の位置づけ

本計画は、健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 8 条第 2 項に規定する市町村健康増進計画として位置づけられ、国の「健康日本 2 1（第二次）」や県の「第 3 次健康いばらき 2 1 プラン」の方針や目標を踏まえるとともに、本市の健康づくり施策を推進するものです。

また、本計画は「第 2 次古河市総合計画」との整合性を図ると共に、食育基本法（平成 17 年法律第 63 号）第 18 条第 1 項に規定する市町村食育推進計画、茨城県歯と口腔の健康づくり 8020・6424 推進条例（平成 22 年茨城県条例第 37 号）第 10 条に規定する市町村歯科保健計画及び母子保健計画策定指針（平成 26 年 6 月 17 日付け雇児発 0617 第 1 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）による母子保健計画との複合計画として位置づけます。

さらに、第 2 次古河市総合計画第 II 期基本計画で各政策に関連づけられた SDGs の 17 の目標のうち、本計画の施策展開と深く関連する 5 つの目標（P4 参照）を位置づけ、取り組んでいくこととします。

